

とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター（以下「とよはし総合相談支援センター」）が、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づき行う相談等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、とよはし総合相談支援センター運営事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める法第51条の14第1項に規定する一般相談支援事業、法第51条の17第1項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援事業の指定を受けている事業者に委託することができる。ただし、第7条に規定する障害者等の就労促進・定着支援に関する業務、第12条に規定する障害者等のピアカウンセリングに関する業務及び第13条の3に規定する医療的ケア児等の支援に関する業務は、適切な事業運営を行うことができる事業者に委託することができるものとする。

2 とよはし総合相談支援センター運営事業を実施する場所は、豊橋市総合福祉センター「あいつピア」2階のほか障害者等のニーズに応じた場所とする。

3 とよはし総合相談支援センター運営事業の実施にあたっては、専門的職員として常勤の統括相談員1名、常勤の相談員3名、就労チーフコーディネーター1名、虐待防止相談員1名、医療的ケア児等支援マネージャー1名、事務補助職員1名及びピアカウンセリング業務を行う者（相談員1名、ピアカウンセラー10名程度）を配置するものとする。

4 とよはし総合相談支援センター運営事業を委託された事業者（以下「事業者」という。）は、緊急的又は突発的な相談支援の要請に備え、夜間等の相談に対応できる体制を整備するものとする。

(利用対象者)

第3条 とよはし総合相談支援センター運営事業の対象者は、市内在住の障害者等、障害者等の家族又は障害者等の介護を行う者であって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者及び障害福祉サービス事業者等とする。

(相談支援に関する業務)

第4条 相談支援に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス及び障害の正しい知識の普及啓発

(2) 相談支援

ア 障害福祉サービス等に関する支援

イ 社会資源を活用するための支援

ウ 社会生活力を高めるための支援

(3) 権利擁護のために必要な援助

ア 障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の、障害福祉課と連携した迅速な対応

イ 成年後見制度の利用が必要と認められる場合の利用支援

ウ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの事実を発見した場合の、障害福祉課と連携した迅速な対応

(4) 独居障害者への支援に関する業務

独居障害者の状況把握を行い、必要なサービスや相談機関等の情報提供を行うこと。

(5) 発達障害の支援に関する業務

障害福祉課、関係課と連携し、市内の小・中・高校などを訪問して発達障害児の相談支援についての情報提供や相談支援等を行うこと。また、発達障害者に対し、生活や就労に関すること等、必要な情報提供や相談支援を行うこと。

(6) 豊橋市立くすのき特別支援学校との連携に関する業務

障害福祉課及び豊橋市立くすのき特別支援学校と連携して障害者等の生活相談、就労相談等の支援を行うこと。

(7) 地域生活への移行促進に関する業務

精神科病院及び障害者支援施設に対して、地域移行支援体制に関する情報提供を行うとともに、退院・退所可能者に対して地域移行に向けての意欲喚起等の個別アプローチを行うこと。また、具体的な地域生活のイメージが持てるよう、市内に設置した生活体験の場の利用を積極的に働きかけ、関係機関と連携し支援及び人材育成を行うこと。地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図ること。

(8) 高齢障害者の支援に関する業務

高齢障害者の障害福祉サービス利用の現状や介護保険の動向を把握し、介護保険関係機関と連携を図って支援を行うこと。

(障害福祉サービス事業所等の支援に関する業務)

第5条 障害福祉サービス事業所等の支援に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 人材育成

ア 人材育成のための研修（障害福祉サービス事業所等職員対象）

イ サービス等利用計画作成指導及び助言（相談支援専門員対象）

ウ ケース支援の指導・助言及び継続的なフォローの実施（相談支援専門員対象）

エ 定期的な相談支援事業所の訪問による指導及び助言（相談支援専門員対象）

(2) 困難事例への支援

強度行動障害者や触法障害者への支援等、個別相談における困難事例について、支援方法を精査し、支援を行うこと。原則、支援開始から6か月後までを目途に委託相談支援事業所または指定相談支援事業所との連携等を図り引継ぎを行うこと。

(体制整備に関する業務)

第6条 体制整備に関する事業内容は次のとおりとする。

(1) 体制整備

障害者自立支援協議会の体制を含め、福祉機関、就労機関、教育機関、保健機関、医療機関等と圏域における幅広い連携を図り、障害者等の相談支援のネットワークを構築し、重層的支援体制の整備に資すること。

(2) 災害時支援

災害発生時における障害者等への支援体制として、避難行動要支援者の状況を把握するとともに、発災時の安否確認及び避難時の支援にあたって、豊橋市及び障害福祉サービス事業所等と連携して体制の整備を行うこと。

(障害者等の就労支援に関する業務)

第7条 障害者等の就労促進・定着支援を行い、障害者等の就労支援を行うこと。また、就労支援事業所から一般就労への移行支援、一般企業への障害に対する理解啓発や体験実習の場の確保等、関係機関との連携による就労支援体制の充実を図ること。

(障害者虐待防止事業に関する業務)

第8条 障害者虐待の通報受理、相談支援等、広報その他の啓発活動を行うこと。

(サービス向上支援事業に関する業務)

第9条 サービス向上支援事業に関する業務は次のとおりとする。

- 1 市内の障害福祉サービス事業所等のサービス向上支援に関して、事業所を訪問して事業運営やサービス提供体制における意見交換を重ね、サービス提供にあたっての質の向上等につなげること。
- 2 出前講座の設定により、事業所の希望に応じて事業所へ訪問し、職員等に対する研修の機会を提供することによりサービス向上支援につなげること。
- 3 業務遂行に関しては豊橋市と随時報告、相談をしながら適正に行うこと。

(障害者差別解消推進事業に関する業務)

第10条 相談受付窓口に対する助言、相談支援等、広報その他啓発活動を行うこと。

(障害者自立支援協議会運営に関する業務)

第11条 統括相談員は自立支援協議会の事務局長、相談員、就労チーフコーディネーター、虐待防止相談員及び医療的ケア児等支援マネージャーは事務局員を担う。

(障害者等のピアカウンセリングに関する業務)

第12条 障害者等やその家族の地域における生活を支援するため、ピアカウンセラー（障害者自身、またはその家族がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行う者をいう。）を設置し、障害者等の自立と社会参加の促進を図ること。

(運営体制の整備)

第13条 事業者は、相談支援事業の趣旨を踏まえ、利用者の多様なニーズに対応した継続的な支援を行うため、随時相談等運営体制の整備を図るものとする。

(障害支援区分に係る認定調査)

第13条の2 事業者は、法第20条第2項の規定による調査業務及び地域相談支援給付決定に係る障害支援区分認定調査項目の調査業務を行うものとする。

(医療的ケア児等の支援に関する業務)

第13条の3 医療的ケア児等への支援が途切れず安心して社会生活を営むことができるよう、医療的ケア児等支援マネージャーを設置し、医療的児等に対する支援、医療的ケア児が継続して支援を受けられる体制整備を図ること。

(費用の負担)

第14条 相談支援事業の利用に関し、利用者負担は求めないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。